

立候補の手続について

理事候補選挙規程第7条に基づき、本部理事候補を下記の要領で募集いたします。

記

1. 立候補届の受付期間と受付方法

①受付期間 2022年3月24日(木)～3月31日(木)

②受付方法 原則としてメール (郵送・FAXも可、送料は個人負担)

【メール】送信先アドレス：nacs-senkyo2022@nacs.or.jp

送信時の件名：「立候補者氏名 本部理事候補選挙立候補届」

【郵送】宛先：〒102-0071 東京都千代田区富士見2-4-6 宝5号館2F
(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
理事候補選挙管理委員会宛

【FAX】03-6434-1161

※メールの場合、3月31日(木)17時00分必着です。

※郵送の場合、3月31日(木)17時00分NACS事務所に必着です。

消印ではありません。郵便事情が悪化していますのでご注意ください。

封筒・切手代は各自ご負担願います。

※FAXの場合、3月31日(木)17時00分NACS事務所に必着です。

※立候補届が受理されたことをメールでお知らせしますので、ご確認ください。

確認作業のため、即時返信できない場合がありますので、ご了承ください。

2. 立候補に必要な書類の記入方法

すべての項目を、添付ワード文書「理事候補選挙立候補届」に記入してお送りください。

①「立候補届」：立候補日、氏名、メールアドレスを記入します。

②「経歴(勤務先・役職)」：西暦で記入します。

(例) 19〇〇年〇〇月(株)〇〇〇〇入社
20〇〇年〇〇月(株)〇〇〇〇 〇〇部・課長
20〇〇年〇〇月(株)〇〇〇〇退職

③「活動略歴」：NACSでの活動歴を西暦で記入します。

(例) 20〇〇年NACS入会
〇〇研究会、〇〇委員会で活動

④「理事としての所信」：200文字以内で記入します。

立候補届用紙に「所信記入の際の注意点」を記載していますので、ご参照ください。

3. 立候補に際しての留意事項

- ① 理事は、理事会を構成すると定款で定めています。

理事は原則として、理事会に全て出席することが条件となります。

2021年度は、事業推進と運営管理のため、理事会を年9回開催しました。

その他、業務執行会議(代表理事・業務執行理事を中心に開催)が毎月1回、本支部会議(本部と支部の情報交換を図るために開催)が、理事会開催月以外に開催され、出席を求められることがあります。

理事会および各種会議は、新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン（Zoom）での出席を可としています。

- ② 本部理事は委員会を担当し、委員会および委員長の業務執行を監督します。

- ③ 担当委員会、事業により、関係官庁へ出向くことがあります。

以上